

ダニ又はダニアレルゲン検査業務要領

1. 検査対象校・検査数

別表のとおりとする。

実際の検査場所に関しては、学校と確認し検査を行うものとする。

2. 検査方法

マイティチェッカーを用いた簡易検査法、もしくは同等以上の検査法。

3. 基準値

学校環境衛生基準より、100 匹／m²、またこれと同等のアレルゲン[※]量。

※Der 2（ダニの死骸由来アレルゲン）量 10 µg

4. 判定基準

基準値以下を適合とし、上回る場合は不適合とする。

5. 測定時期について

契約期間 令和8年3月31日までに実施するものとする。

6. 報告書について

検査終了後は結果内容を問わずすみやかに検査結果報告書を2部作成し、当該校へ1部、教育委員会へ1部（全学校分）提出する。